

身寄りのない高齢者の施設利用に関する陳情書

陳情の趣旨

全国的にも単身世帯、単身高齢世帯（世帯主が65歳以上の単身世帯）は、今後ますます増加することが見込まれている。厚労省の推計によると単身世帯の割合は2050年までに44.3%に達するという。そのうちの約20%が単身高齢世帯である。当法人が運営する地域包括支援センターでも身寄りのない高齢者の対応に苦慮する場面が明らかに増えている。身元保証人がいないことで一部福祉サービスの利用が制限されるからである。

もとより身寄りがないことで不利益を被る現状は打開せねばならない。そこで、下記の対策を早期に講じるよう求めるものである。

1 実態調査の実施

身寄りがないことを理由にサービスの利用を拒むなど不適切な対応がおこなわれていないか市内介護保険事業所を対象に調査を実施していただきたい。厚労省平成30年8月30日付「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について」によると「介護保険施設に対する指導・監督権限を持つ都道府県等におかれては、管内の介護保険施設が、身元保証人等がないことのみを理由に入所を拒むことや退所を求めるといった不適切な取扱いを行うことのないよう、適切に指導・監督を行うようお願いする。」とある。この「監督権限を持つ都道府県等」の「等」には、当然保険者たる「三浦市」も含まれるものと考えるからである。

2 課題の顕在化

実態調査の結果、顕在化された課題をそのままにしたり、あるいは、その責任の所在を介護保険事業者のみに押し付けるのではなく、これを地域社会の課題として受け止め、責任のある関与と適切な対応策を講じるよう求めたい。場合によっては、神奈川県との協働によって解決策を示していただきたい。

3 ガイドラインの普及と活用

ともに厚労省が示した「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」及び「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」の普及と活用を強く推し進めていただきたい。またこれを「高齢者施設」にも準用していただきたい。なお、これらの「ガイドライン」に関しては、より三浦市の実態に即したものに改編する必要があると考えている。その際は、①身寄りが誰もいない人だけではなく、家族の形の多様化により、家族がいても頼れない人が増えていること②家族が全面的に支援することを前提としない意思決定支援の仕組みが必要だということ③共通認識のもとに、三浦市が標榜する「あったかいまち三浦」に相応しいものであることが求められる。

4 三浦市の責任の明確化

上記「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」によると身元保証として次の機能をあげている。

- ①緊急の連絡先に関すること
- ②入院計画書に関すること
- ③入院中に必要な物品の準備に関すること
- ④入院費等に関すること
- ⑤退院支援に関すること
- ⑥（死亡時の）遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関すること

とりわけ、医療機関、ないし、高齢者施設側を悩ませるリスクは④と⑥の機能なのではないだろうか。⑥に関しては「親族等がいない場合の遺体・遺品の引き取り・葬儀等については市町村がおこなうこと」になっているので、その点を広く周知しなければならない。また、④に関しては、入院費等の未払いを防ぐ工夫として、入院時に本人の保険証を確認することをあげている。保険証の有効期限を確認し、短期被保険者証（有効期限の短い保険証）が交付されている場合や被保険者資格証明書になっている場合には、保険料の納付が滞っている可能性があるからである。したがって、三浦市の担当窓口は、こうした支援者の照会要請に迅速に対応しなければならない。また、場合によっては、生活保護など公的扶助や生活困窮者自立支援事業との連携も視野に入れる必要があることから、そのためのルールづくりとフローの作成を併せて求めたい。ともあれ、高齢者施設の場合、ホテルコストが未収ということになると経営そのものを圧迫しかねない。その際の救済措置に関してもご検討願いたい。

※行旅病人及行旅死亡人取扱法（抄）＝第7条 行旅死亡人アルトキハ其ノ所在地市町村ハ其ノ状況相貌遺留物件其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項ヲ記録シタル後其ノ死体ノ埋葬又ハ火葬ヲ為スベシ②墓地若ハ火葬場ノ管理者ハ本条ノ埋葬又ハ火葬ヲ拒ムコトヲ得ス

5 終活支援センターの設置

横須賀市では、低所得世帯で身寄りがなく、生活にゆとりがない高齢らの葬儀・納骨などに関する心配事を早期に解決すべく、福祉部局に終活支援センターを設置している。三浦市でも生活困窮者自立支援事業の「横出し」、「上乘せ」事業としてこれに類似する事業を実施できないかご検討願いたい。令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立した。基本法の施行に先立ち、認知症の本人・家族、有識者の声に耳を傾け、政策に反映するために有識者を交えた「認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議」を内閣官房に設置した。そこでも「終活支援、住まいの支援といったサービスの提供は、社会福祉協議会のように国民が安心して利用できることが重要」といった意見が示されているからである。

陳情の理由

平成 29 年度に厚労省がおこなった「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」の調査によると、65%もの医療機関において入院時に身元保証人を求める運用を行っており、身元保証人がいない場合には入院を拒絶すると回答した医療機関も存在していた。

このような状況を受けて、厚労省は平成 30 年 4 月 27 付通達「身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて」により、身元保証人等がないことのみを理由に入院を拒否することは「医師法 19 条 1 項に抵触する」との公的な見解を示した。つまり、身寄りのないことのみを理由として入院を拒絶することは明確な医師法違反（違法行為）ということになる。

また、厚労省は、福祉施設においても、「法令上は身元保証人等を求める規定はなく、各施設の基準省令においても、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、入院・入所希望者に身元保証人等がないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない。」との見解を示している（厚労省平成 30 年 8 月 30 日付「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について」より）。

しかしながら、三浦市においては、依然として身元保証人の存否を施設入所の条件としている特養等もあると聞き及ぶことから、その是正を求めるものである。

令和 6 年 8 月 14 日

三浦市議会議長様

〒238-0102 三浦市南下浦町菊名 1258-3

社会福祉法人三浦市社会福祉協議会

会 長 杉 山 実